

令和8年度君津市社会福祉施設等物価高騰対策支援金

対象事業一覧表

区分	種別	施設	支援金の額
介護保険事業者	入所施設(1)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（定員80名以上）、同条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院	25万円
	入所施設(2)	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（定員79名以下）	15万円
	入所施設(3)	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同条第11項に規定する特定施設	10万円
	その他(1)	介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所	8万円
	その他(2)	介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護（医療みなしを除く。）、同条第7項に規定する通所介護、同条第9項に規定する短期入所生活介護（空床利用型を除く。）、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第24項に規定する居宅介護支援又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を	5万円

		行う事業所（市直営を除く。）	
	その他(3)	介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同条第13項に規定する特定福祉用具販売（福祉用具貸与を実施している場合を除く。）を行う事業所	3万円
障害福祉サービス事業者	入所施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設	15万円
	その他	(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス若しくは同条第19項に規定する相談支援を行う事業所（地方公共団体が設置したものを除く。）又は同法第77条に規定する地域生活支援事業のうち同条第1項第8号に掲げる移動支援事業若しくは同条第1項第9号に規定する地域活動支援センターのサービスを行う事業所 (2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所（地方公共団体が設置したものを除く。）	8万円
児童福祉事業者	児童養護施設	児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模居住型児童養育事業を行う事業所、同法第37条に規定する乳児院又は同法第41条に規定する児童養護施設	15万円

備考

1 申請者が複数の区分に該当するときは、区分の交付額を合算して得た額を交付額とする。